平成２１年（フ）第９６２８号
大阪市西淀川区野里１丁目12番32号　山中ビル401号室
債務者　永井カイロプラクティックこと　永井　康隆
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７０７号
大阪市都島区都島中通２丁目24番13号　ルネッサンスベルシティー７Ｆ号
債務者　前島　聖一
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７２３号
大阪府豊中市長興寺北３丁目６番５―101号
債務者　荻野喜久代
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７３２号
大阪府守口市佐太中町４丁目３番２―708号
債務者　吉留　正治
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７８５号
大阪市東淀川区菅原７丁目５番１号　新菅原マンション511号
債務者　近藤　惠子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９００号
大阪市東淀川区北江口１丁目５番１―510号
債務者　田近眞知子（旧姓浅井）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００７４号
大阪府枚方市甲斐田町25番２―102号
債務者　中井　幹人
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２２０号
大阪市城東区関目６丁目８番15―911号
債務者　平良商事こと　平良　貴志
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３４４号
大阪府豊中市岡上の町４丁目２番40号
債務者　児嶋セツ子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３４９号
大阪市平野区喜連４丁目２番５号
債務者　熊野　則之
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４０３号
大阪市住吉区長居２丁目２番８－４Ａ号
債務者　本間　繁子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４号
大阪市東成区中本３丁目17番10―512号
債務者　竹内　康喜
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０８号
大阪市平野区長吉出戸６丁目12番14号　パシフィック出戸201号
債務者　浅野　誠一
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１５号
大阪府東大阪市大蓮南４丁目18番21号
債務者　水田　信行
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１６号
大阪府東大阪市大蓮南４丁目18番21号
債務者　水田恩花こと　金　　恩花
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６６号
大阪市平野区流町３丁目11番８―507号
債務者　尾崎建装こと　尾崎　一夫
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８２号
大阪府豊中市宮山町１丁目１番43―101号
債務者　影山　尚子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４３号
大阪市生野区巽東４丁目１番９号　レオパレスたつみ103号
債務者　古池　勝之（旧姓播野）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部